

令和4年度第8回滝沢市教育委員会議定例会議事日程

令和4年11月28日(月)
14時30分～15時30分
滝沢市役所 4階 中会議室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 教育長事務報告
- 日程第4 報告 これからの学校教育振興協議会について

教育長事務報告書

令和4年11月28日

月 日	曜	事 項	場 所
11月1日	火	第58回市小学校音楽会	市総合公園体育館
〃	〃	第24回第2次滝沢市総合計画策定本部会議	庁内
11月2日	水	令和4年度第3回管内市町教育委員会教育長会議並びに第2回管内市町教育委員会学校教育担当課長会議	盛岡市「渋民公民館」
〃	〃	令和4年度第2回管内公立小・中学校長会議	盛岡市「姫神ホール」
11月3日	木	第46回市勢振興功労者表彰式	滝沢ふるさと交流館
11月7日	月	盛岡教育事務所管内市町村教育委員会教育委員等研修会	盛岡市「サンセール盛岡」
〃	〃	「いわて教育の日」のつどい	盛岡市「岩手県民会館」
〃	〃	情報交換会	盛岡市「サンセール盛岡」
11月9日	水	盛岡教育事務所・岩手地区市町教育委員会教育長・岩手地区校長会「教育懇談会」	盛岡市「サンセール盛岡」
11月14日	月	第2回県学校教育ICT推進協議会	盛岡市「サンセール盛岡」
〃	〃	第2回県教育委員会と市町村教育委員会との意見交換	盛岡市「サンセール盛岡」
11月16日	水	第8回校長会議	庁内
11月17日 ～18日	木～金	教育長部会会議	雫石町
11月20日	日	市PTA連絡協議会表彰式・研修会	滝沢ふるさと交流館
11月21日	月	議会全員協議会	庁内
11月22日	火	岩手地区特別支援教育研究会合同学習発表会	東部体育館
〃	〃	令和4年度第1回盛岡教育事務所長表彰表彰式	盛岡市「盛岡地区合同庁舎」
11月24日	木	ジョイントアップ・スクール事業学校公開研究会	滝沢中央小学校
11月25日	金	市議会11月会議	庁内
〃	〃	議会全員協議会	庁内
〃	〃	第21回県中学校総合文化祭	盛岡市「岩手県民会館」
11月26日	土	たきざわ学びフェスタ	ビッグルーフ滝沢
11月28日	月	第2回総合教育会議	庁内
〃	〃	第8回教育委員会会議	庁内

これからの学校教育振興協議会について

R4. 11. 28 (月)

滝沢市教育委員会 教育長 熊谷 雅英

- 0 これからの「学校と地域の連携のあり方」について、私の私見を含めながら述べたい。
- 1 これまで、国は、学校と地域の関係をどうするかについて、「学校評議員制度」や「第三者による学校評価」の試行など、様々な施策を講じて、地域の力で学校を盛り立てる「学校の応援団」としての仕組みづくりを目指してきた。しかし、これらの取組は、どうしても「学校評価」の色が濃く、目指す「真の応援団」とはならなかった。
- 2 そこで、国は、日本全国を見渡したとき、岩手県には地域が学校を盛り立てている実践として「教育振興運動」というすばらしい取組があることを知る。そして、国は、岩手の教育振興運動を取り入れようとしたのではないかと考えられる。
- 3 岩手の教育振興運動とは、昭和40年に始まった、子供を5者（子、親、地域、学校、行政）で育てる取組である。当時、岩手の子供たちは農繁期の手伝いや子守などで学校に行けない子供が多くいたことから、全国一の不登校率であった。また、全国最下位の学力で、高校進学率に至っては、全国平均65%のとき、岩手は40%であった。
- 4 そこで、当時の工藤巖岩手県知事の「子供たちも、父母も、学校も、地域社会も、行政も、人の責任にしないで、自分の責任だと考えて、しかも力を合わせて取組むのでなければ、教育の発展はない…」という教育方針を受け、教育振興運動の取組が全県で進められた。風呂に入れない子を学校の風呂に入れたり、家庭では勉強部屋を設け、家庭によってはりんご箱で机を作るなど、子供が勉強する環境を整えるとともに、地域では本の読み聞かせなどを行った。
- 5 岩手の教育振興運動は、効果^{てきめん}顕面であった。43年ぶりに実施された平成19年全国学力テストの結果、小学校の国語が全国5番、算数が全国14番となり、また、学校に登校できない子供（不登校）は全国で一番少なくなった。このようになったのは、地域や保護者が、教室の清掃や校庭の草取りなどを子供たちと一緒に活動し、学校のために「学校の応援団としての様々な活動」に取り組んできたからに他ならない。
【中学校は、国語19番、数学43番（全国比-2.9）】
【不登校児童生徒数 R3:全国2番目に少ない】
- 6 この岩手の教育振興運動の実践などをモデルとして、国は、地域と学校の協働体制を「コミュニティ・スクール」として位置づけ、平成17年にスタートした。しかし、なかなか導入が進まない。それは、コミュニティ・スクールの協議会に人事権を盛り込んだことや、協議会が校長の学校運営方針を承認、評価することなどがネックとなり、コミュニティ・スクールの全国設置率は、10%程度と低迷した。

7 そこで、国は、「努力義務」を「義務」とすることとし、法的（地行法）にも位置づけ、令和4年度から、全国一斉にコミュニティ・スクールの導入を進めようとした。しかし、直前の令和4年2月の国会では、義務にはならず、努力義務のままとなった。

ここ数年、「義務」とするとの国の方針を受け、各自治体のコミュニティ・スクールの全国設置率は10%から30%にまで上がったが、「義務」にならなかったことを受け、全国の設置率は今後どうなっていくか注目したい。(R4.5.1 設置率 48.6%)

8 滝沢市では、平成30年度から教育振興運動を基盤としたコミュニティ・スクールをめぐして、各学校ごとに「学校教育振興協議会」を設置するとともに、下記の教育振興運動とコミュニティ・スクールの課題の改善を行い、計画的に準備を進めてきた。

① 組織をつくる

本市の教育振興運動の中心が地域から学校となり、やがて主に副校長が運営する形になってしまっていた。そこで、学校に関わっている委員みんなで運営できる仕組みとし、各学校ごとに会長・副会長・事務局など明確な組織づくりをして推進することとした。

② 規約を整える

市が規約を作成し、委員の位置づけを「非常勤の特別職」とし、報酬を支出するとともに、コミュニティ・スクールの導入のネックになっていた協議会の人事権の範囲を限定的なものにした。

③ 予算措置をする

これまで、各校への交付金がおよそ5万円前後であったものを、約3倍の予算措置とした。委員の報酬以外にも、図書ボランティアやスクールガードの活動費への活用など、これまで学校や地域のために活動していた団体に対して、予算の面からも活動の支援ができるようにした。

9 そして、令和4年4月から、国が進めるコミュニティ・スクールが本市でも本格的にスタートをした。ただし、名称はコミュニティ・スクールとせず、本県の教育振興運動を基盤としていることから、「学校教育振興協議会」とした。

滝沢市の「学校教育振興協議会」は、これまでの本市の教育振興運動と国のコミュニティ・スクールを一本化し、それぞれの「良いとこ取りの仕組み」が出来たと考えている。

10 今後の真の応援団としての取組を考える上での、よい実践例が「令和3年度たぎざわ学びフェスタ」で紹介された。滝沢小学校教育振興協議会では、「親子で安全確認、いっしょに登校ウィーク(1週間の中で親子で歩いて登校)」の取組をした。この取組を通して、保護者も危険個所がないかを確認しながら登校し、スクールガードの方へお礼をすることで、互いに顔がわかる関係となり、子供たちがいろいろな人にお世話になっていることをみんなで共有する活動となった。まさに地域と学校が一体となり協働活動が進められた例である。このような活動が各学校の学校教育振興協議会の中で広がっていくことを願っている。

11 最後に、令和4年度の本格的なスタートにあたり、新たな規約制定のもと、それぞれの学校教育振興協議会が、「学校の応援団」としての活動により、滝沢市の子供たちが「明るく、かしこく、たくましく」成長することを願いたい。